

税のお知らせ

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市・府民税の第1期分および軽自動車税の納期が過ぎていきます。納めていない人は、至急納付して下さい。

また、今月は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期なので、7月31日(木)までに近くの金融機関や次のコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、サークルKサンクス、デイリーヤマザキなど

問合せ 納税課(☎69992・1852)~1854)

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用して下さい。

夜間 7月24日(木) 19:30 まで
 休日 7月27日(日) 10:00~15:00
 ところ 納税課(市役所1号別館2階、☎6992-1852~1854)

※来庁時は、夜間休日出入口(正面玄関側)を利用して下さい。
 ※納付相談などに車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口前(正面玄関側)に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

家屋調査を実施

市では、新・増築や取り壊しのある家屋を対象に、固定資産税評価補助員証を携帯していただきますので、提示を求めています。

問合せ 課税課家屋係(☎69992・1474)

ご存知ですか? 固定資産税・都市計画税の途中での所有権移転したとき

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。

従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合でも、1月1日現在の所有者が納税義務者です(建物を取り壊した場合も同様)。

不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買い手が負担する旨の契約を結ぶことがあります。固定資産税の課税とは直接関係ありません。

また、このような契約に関連して、「固定資産税はいくからいつまでの税金なのか」という質問を受けますが、そのような規定はありません。

買手が固定資産税をどの程度負担するかは、当事者間の話し合いで決めることとなります。

問合せ 課税課土地・家屋係(☎69992・1474)

納付には便利な口座振替(自動払込)のご利用を

個人市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、口座振替(自動払込)を利用して下さい。

問合せ先 納税課(☎6992-1851)

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証が変更 ~ 8月1日(金) から ~

現在、老人医療費助成制度の対象となる65歳以上の(下表)に、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証を交付していただきますが、有効期限は7月31日(木)までで、8月1日(金)からは使用できません。

引き続き助成対象になる人には、新医療証(黄色)を郵送します。

7月までに新証が届かない場合や、記載内容に誤りがある場合は、高齢介護課まで連絡して下さい。

有効期限の過ぎた医療証は市に返すか、破棄して下さい。

◆助成範囲
 この制度は、健康保険証・高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人)または、後期高齢者医療被保険者証(75歳以上の人)とともに、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証をあわせて医療機関の窓口へ提示すると、対象者に代わり市が一部負担金の一部を支払うものです。

なお、下表に該当する人で、新しく助成を受けようとする人は、高齢介護課へ申請して下さい。

◆必ず新証を提示
 現在入院、または治療中の場合や、新たに医療機関で治療を受けるときは、必ず新証を窓口へ提示して下さい。

◆申請時に所得証明書を
 平成26年1月2日以降に転入した人で、老人医療費助成制度の受給資格に該当する人は、前住所地の市町村発行の所得証明書(平成25年中の所得)をつけて申請して下さい。

問合せ 高齢介護課(☎6992・1610、1613)

後期高齢者医療保険被保険者証が変更

現在使用中の後期高齢者医療被保険者証(桃色)は、有効期限が7月31日(木)までで、それ以降は使用できません。

新しい被保険者証(水色)を7月までに対象者に郵送します。

有効期限の過ぎた被保険者証は、市に返すか、破棄して下さい。

なお、7月までに新しい被保険者証が届かない場合や、記載内容に誤りがある場合は、保険課まで連絡して下さい。

現在使用中の後期高齢者医療被保険者証(桃色)は、有効期限が7月31日(木)までで、それ以降は使用できません。

新しい被保険者証(水色)を7月までに対象者に郵送します。

有効期限の過ぎた被保険者証は、市に返すか、破棄して下さい。

なお、7月までに新しい被保険者証が届かない場合や、記載内容に誤りがある場合は、保険課まで連絡して下さい。

書および納入通知書を送付しますので、内容を確認して下さい。

保険料の納入方法は、「年金からの天引き(特別徴収)」と、納付書や口座振替などで納める「普通徴収」の2通りです。

また、年度途中に被保険者になった人は、資格取得した月から月割で保険料を納めます。

◆普通徴収の人
 納付書や口座振替などで、7月から翌年3月までの9期割りで納めます。

①自主納付 金融機関の窓口での納付
 ②口座振替による納付 金融機関(ゆうちょ銀行を含む)守口市委託契約先金融機関

◆年金天引き(特別徴収)の人
 すでに保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始しています。が、今回決定した年間保険料から、仮算定によって徴収(4・6・8月に天引き)される額を差し引いた残額を、10・12・2月に天引きします。

※年金額が年額18万円未満

◆会社員の健康保険などの被扶養者だった人(これまで保険料負担のなかった人)
 後期高齢者医療制度に入る日の前日に、会社の健康保険や共済保険などの被扶養者であった人(これまで保険料の負担のなかった人)は、保険料の軽減措置があります。会社の健康保険などの被扶養者だった

◆必ず新証を提示
 現在入院、または治療中の場合や、新たに医療機関で治療を受けるときは、必ず新証を窓口へ提示して下さい。

◆申請時に所得証明書を
 平成26年1月2日以降に転入した人で、老人医療費助成制度の受給資格に該当する人は、前住所地の市町村発行の所得証明書(平成25年中の所得)をつけて申請して下さい。

問合せ 高齢介護課(☎6992・1610、1613)



老人医療(一部負担金相当額等一部助成)

次のいずれかに該当する人(所得制限あり) 65歳以上

- ①1・2級の身体障害者手帳所持者
- ②重度の知的障害者
- ③中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者
- ④ひとり親家庭医療対象者
- ⑤特定疾患対象者、感染症予防法(結核)・障害者自立支援法施行令(精神)に基づく医療を受けている人



変わります

平成26年度後期高齢者医療保険料は、2年に1度見直しがあります。

平成26年2月の広域連合議会にて審議され、平成26年度の保険料が決定しました。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合(☎4790・20228)、保険課(☎6992・1625)

被保険者には、7月に平成26年度市民税課税状況(平成25年中の所得)に基づいて算定した保険料額を通知します。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合(☎4790・20228)、保険課(☎6992・1625)